

強盗・空き巣に注意！皆さんで出来る防犯対策！

全国各地で発生する個人宅などを対象とした強盗・窃盗事件を踏まえ、皆さんで出来る防犯対策を紹介します。



防犯対策



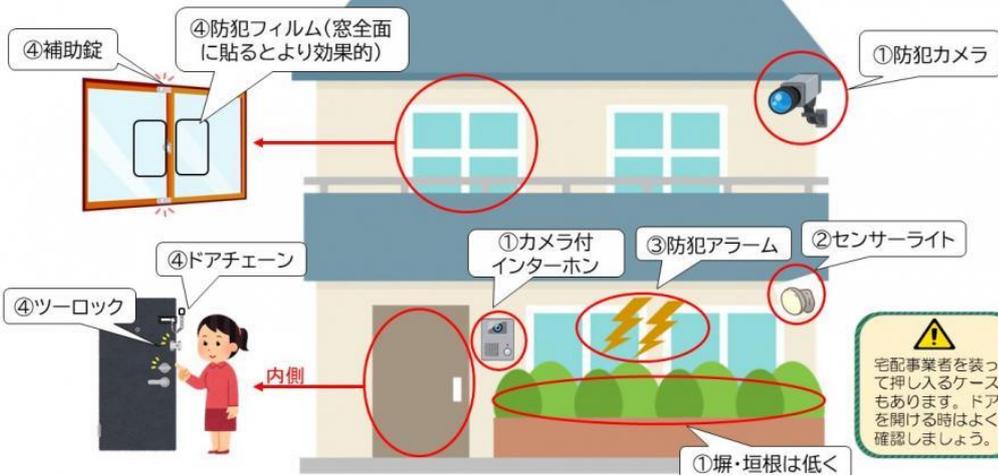
- 在宅時でも必ず自宅を施錠する！
- 帰宅時もドアを開ける前に周囲の確認を！
- SNS等で個人情報（家族構成・資産状況等）を教えない！
- 来訪者があっても、すぐにドアを開けず、相手を確認する！（訪問販売、リフォーム業者等を装った来訪者に要注意）
- センサーライト、防犯カメラ、窓の補助錠や窓用防犯ブザーの設置、窓ガラスに防犯シートを貼るのも有効！
- 普段から近所に対するあいさつ・声かけの励行！



家の防犯力を高めよう

対策のポイント

- ①目【防犯カメラ】 ②光【センサーライト】
- ③音【防犯アラーム】 ④時間【補助錠】【防犯フィルム】



〈連絡先〉

茂原市役所 市民部 生活課

TEL 0475-20-1505 (月～金 8:30～17:15)



自転車の「ながらスマホ」が罰則強化！ 「酒気帯び運転」は新たに罰則対象に！



1 自転車の「ながらスマホ」の罰則強化

11月から自転車運転中のスマホでの通話、画面の注視などの「ながらスマホ」が道路交通法により禁止され、罰則が強化されました。自転車に取り付けたスマホ画面を注視することも禁止されます。

- 罰則**
- ・「ながらスマホ」をした場合…6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金
 - ・「ながらスマホ」により交通事故を起こすなど、交通の危険を生じさせた場合…1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

2 自転車の酒気帯び運転、ほう助に対する罰則

これまでは酩酊状態で運転する「酒酔い運転」のみ処罰の対象でしたが、道路交通法の改正により「酒気帯び運転」(血液1ミリリットルにつき、0.3 ミリグラム以上又は呼気1リットルにつき、0.15 ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で運転すること)についても罰則の対象となりました。また、自転車の飲酒運転をするおそれがある者に酒類や自転車を提供したりすること(酒気帯び運転のほう助)も禁止です。

- 罰則**
- ・違反者…3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - ・自転車提供者…3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - ・酒類提供者・同乗者…2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

3 こんな運転も禁止です！

- ・傘さし運転…5万円以下の罰金 等
- ・ヘッドホン等の使用により、安全な運転に必要な音又は声が聞こえない状態での運転…5万円以下の罰金
- ・2人乗り運転…5万円以下の罰金(都道府県公安委員会規則の規定で認められている場合を除く)
- ・並進運転…2万円以下の罰金又は料料(「並進可」の標識がある場合を除く)

自動車又は一般原動機付自転車に該当する電動バイク
キックボード様の立ち乗り型電動車



ペダル付き電動バイク

16歳未満運転禁止！



キックボード様の立ち乗り型電動車

～ 公道を走るのに必要なこと！ ～

- check1…一般原動機付自転車を運転することのできる運転免許証
- check2…ブレーキランプ・ウィンカー・バックミラー等の備付け
- check3…ナンバープレートの取付・表示
- check4…自動車損害賠償責任保険(共済)への加入

※ 詳しくは千葉県警察ホームページでご確認ください。